

令和5年第1回周防大島町国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催日 令和5年2月28日 火曜日 午後1時30分から3時00分まで
- 2 開催場所 たちばなケアプラザ 会議室
- 3 審議事項
 - (1) 審議事項
 - ① 令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算原案（骨子案）について（諮問議案）
 - (2) その他
- 4 出席状況
出席委員（10名出席）

被保険者代表委員	松岡 宏和	被保険者代表委員	福田 美則
被保険者代表委員	榎本 俊哉	保険医薬剤師代表委員	野村 壽和
保険医薬剤師代表委員	中村 瑞美	保険医薬剤師代表委員	岩重 秀二
公益代表委員	中元 みどり	公益代表委員	藤田 勝也
公益代表委員	岡山 太志	公益代表委員	新田 健介

説明のため出席した者の職氏名（町側）

健康福祉部長	重富 孝雄	税務課長	中村 晴彦
健康増進課長	大久保 晴美	健康増進課班長	地田 幸代
健康増進課班長	西村 寿海	健康増進課主事	河村 亮

欠席委員（2名欠席）

被保険者代表委員	吉國 公代	保険医薬剤師代表委員	安本 忠道
----------	-------	------------	-------

5 議事内容

大久保課長 定刻となりましたので、ただ今から令和5年第1回周防大島町国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。本日は、お忙しい中、本協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、岡村副町長がご挨拶を申し上げます。

岡村副町長 本日は、お忙しい中、本年、第1回目の国保運営協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、町健康福祉行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成30年度に行われた国保（財政）の県単位化から、5年が経過しました。

本町では、県単位化前の平成22年度から平成27年度までは、決算補填目的の法定外繰入金により、町国保財政の収支均衡を保ってまいりましたが、近年は黒字収支となっていてるところでございます。

しかしながら、被保険者数は年々減少し、逆に一人当たりの医療費につきましては年々増加する傾向にあることから、将来、保険税収納必要額では、賄いきれない事態も発生する恐れが推測されることから、剰余金については、歳入不足等不測の事態に備え、あらかじめ国保基金へ積立てを行っているところでございます。

また、保険料（税）率のあり方については、保険給付が全国共通の制度であること、被保険者間の保険税（料）負担の不公平は可能な限り解消を図るべきであることなどを踏まえ、県国保運営方針において、将来的には、県統一の保険料率を目指す旨、調整が進んでいると聞いております。

本日、諮問させていただきます来年度の当初予算原案（骨子案）につきましては、更なる保険者機能の強化に向け、健康の維持・増進に係る国保保健事業の取組の拡充を図るべく、計上しているところでございまして、諮問議案の詳細につきましては、後ほど担当の方から説明をさせていただきますが、率直なご意見等をお願いいたしたいと考えております。

本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

大久保課長 続きまして、中元会長さんよりご挨拶をお願いします。

議長 本日は、お忙しい中、委員の皆様にはご出席をいただきまして誠にありがとうございます。前回の委員会では、令和3年度の決算並びに令和4年度予算執行状況等について説明を受け、委員の皆様から活発なご意見を頂戴したわけですが、本日は、今月17日付けで、町長から本協議会に対し、令和5年度当初予算の骨子案について諮問をいただいておりますので、その内容についてご審議いただきまして、答申を取りまとめたいと思います。

どうぞ宜しくをお願いいたします。

大久保課長 ありがとうございます。

それでは、議事進行に先立ちまして、新しい委員さんならびに事務局を紹介させていただきます。

このたび、町議会民生常任委員長の吉村委員が任期を終えられ、後任として、町議会民生常任委員長になられました新田健介様が新たに委員にご就任いただいておりますのでご紹介いたします。

新田委員様一言ご挨拶をお願いいたします。

新田委員 ご紹介いただきました新田健介でございます。まだまだ分からないことも多々あると思いますが皆様にご指導いただきまして勉強してまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

大久保課長 続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

重富部長 健康福祉部長の重富です。よろしくお願いいたします。

中村課長 税務課長、中村でございます。よろしくお願いいたします。

大久保課長 健康増進課長の久保と申します。よろしくお願いいたします。

西村班長 健康増進課医療保険班班長の西村と申します。宜しくをお願いいたします。

地田班長 健康増進課健康づくり班班長の地田と申します。宜しくお願いいたします。

河村主事 健康増進課医療保険班の河村と申します。宜しくお願いいたします。

大久保課長 それでは、運営協議会規則第3条第3項の規定に基づきまして、ここからは、会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしく宜しくお願いいたします。

議長 それでは議長を務めさせていただきます。まず、次第3の「委員出席状況の報告」を求めます。

西村班長 本日の委員出席状況を報告いたします。

あらかじめ吉國委員、安本委員の欠席の通知を受けており、本日の出席者は10名です。協議会規則第4条第3項による委員定数12名の半数6名以上の出席がありますので、本日の協議会が成立していることをご報告いたします。

議長 次に、次第4の「議事録署名委員の選任」について、事務局より説明をお願いします。

西村班長 運営協議会規則第7条に「署名委員は、議長のほか、会議に出席した委員2名とし、会議のはじめに議長が指名する」こととなっております。

議長 議長が指名することとなっているようですから、名簿の番号5番の野村委員さん、8番の岩重委員さんを指名します。どうぞよろしくお願いします。

議長 次に、次第5の「会議の公開及び議事録について」を議題にしたいと思います。事務局の説明をお願いします。

西村班長 ここで、会議の公開及び議事録に係る申し合わせ事項につきまして、改めて申し上げます。まず、本協議会における審議は公開を原則とし、審議の内容により、予め会議の中で個人情報が取り上げられることが予想される場合は、会長の判断で非公開にできることとしております。議事録等の公開につきましては、審議過程の透明性の向上を図るため、町の公式ホームページ上で毎回公開しております。議事録自体は、情報公開用に作成する署名入りのもののほか、町公式ホームページで公開する一般公開用のものの2種類を作成しております。このうち一般公開用の議事録につきましては、ご発言をいただいた委員さんの氏名など、個人が特定されないようにし、事前に各委員さんにご確認をいただいて、あらかじめ了承を得た上で公開いたしております。

以上、宜しくお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より会議の公開及び議事録について説明がございました。何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、次第の6番、審議事項に入ります。「令和5年度国民健康保険事業特別会計予算原案（骨子案）について」を議題としたいと思います。事務局の説明を求めます。

西村班長 それでは、まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。

予めお配りいたしました資料として会議次第と資料1、資料2、また、配席表及び資料1に誤りがありましたので差替をおいています。ございますでしょうか。

それでは、令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算原案（骨子案）につい

て、ご説明をいたします。会議次第の5ページから7ページに諮問の内容を添付しております。6ページは、国民健康保険事業特別会計予算を歳入歳出それぞれ26億9,326万6千円とし対前年度△0.7%、1,923万5千円の減額予算となっています。7ページに縦長の内訳書を付けさせていただいております。資料1の1ページに、横長の内訳書に説明を書き加えたものをお示ししておりますが、こちらを見ていただきながら、予算についてご説明をさせていただければと思います。

左側が歳入、右側が歳出になっております。

まず歳入についてですが、人口減の影響から、国民健康保険の被保険者数につきましても年々減少しています。保険給付の財源となる保険税につきましても、被保険者数の減少などから、保険税の収入が下がりつつあります。また、保険給付に必要な財源については県から全額交付される仕組みとなっていますが、法定給付分のみを対象としており、山口県の場合、出産育児一時金や葬祭費等については、任意給付分という位置付けになっていることから、それ以外の療養の給付費等について、交付されることとなっております。それが、歳入の中ほどにある、県支出金の保険給付費等交付金という項目になります。そちらの普通交付金が保険給付に要する額であり、これが、歳入のうち一番大きな額となり全体の約7割を占めています。また、普通交付金の下の項目にある特別交付金ですが、これは、市町村毎に、その実情に合わせて申請に基づき交付されるもので、例えば、本町の場合は、全体の医療費に占める精神疾患分の割合が高く、特に入院分が多く、その医療費が保険財政を圧迫していることから、特別交付金を受けております。その他、一般会計から繰り入れることとされている法定の繰入金などについて、予算を計上しております。以上により歳入総額は26億9,326万6千円となっております。

引き続きまして、歳出について、ご説明申し上げます。まず総務費につきましては、国保事務に要する人件費、物件費を計上しております。前年度と比べて、431万9千円の増額となっていますが、人事異動に伴う人件費や国保総合システム更新に係るパソコン3台の購入が主な要因となっております。

次に、保険給付費でございますが、先ほど歳入のところでも申し上げましたが、被保険者数が減少していることにより、全体的に、保険給付費は減少する見込になります。一人当たりの給付費は上昇傾向にありますが、全体では、前年度に比べて2,344万6千円の減額見込となっています。なお、表の中に、法定給付、任意給付と枠囲みをしておりますが、こちらの法定給付額が、先ほど申し上げた歳入の普通交付金として全額入る仕組みとなっております。

また、出産育児一時金については、全国の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で金額が引き上げられることにより、本町においても、現在の産科医補償制度加算対象に係る出産育児一時金の支給額を42万円から50万円にするため国民健康保険条例の改正を行う予定としております。

続きまして、事業費納付金ですが、県において、本町の負担すべき納付額を決定、徴収

することとなっております。県算定額をそのまま計上することとされております。令和5年度の予算原案と致しましては、5億9,411万3千円となり、こちらも被保険者数が減少していることなどにより前年度と比較して602万4千円の減額となっております。この国保事業費納付金ですが、医療給付費分と後期高齢者支援金等分と介護納付金分の3種類の性質の納付金があり、また医療給付費分と後期高齢者支援金等分は一般と退職の2種類があります。なお、退職分につきましては、退職者医療制度が、既に制度的に廃止され、本町の場合、退職被保険者は令和元年度から0人となっておりますので、0千円としております。

続きまして、保健事業費でございます。被保険者の健康づくりに資する各種事業を計上しております。医療費通知やジェネリック医薬品差額通知、糖尿病等の重症化予防の事業費、また、次期データヘルス計画・特定健康診査等実施計画策定業務などを計上し、前年度より1,145万6千円の増額となっております。

次に、特定健康診査等事業費でございますが、全国的に健康維持・増進及び医療費の適正化に向け、国・県等におきまして、保険者のインセンティブを高めるよう、保険者の努力に対して交付金等を交付しており、保健事業の取組に力を入れ、重症化の予防や有病者の減少等を図ることとされているところでございます。

その保健事業の核となるのが、特定健診ということになりますが、40歳以上の国保の被保険者の方を対象に、生活習慣病に着目した健康診査を平成20年度から行っております。前年度と比較して人件費の減少等により371万2千円の減額となっております。

次に、諸支出金がございますが、更に細かく分かれた項目の中に、保険給付費等交付金償還金というものがございます。これは、令和4年度の年度末の支払、つまり令和5年2月診療分の保険給付費については、概算請求額に基づき、保険給付費交付金を請求し、翌年度、令和5年度において、過不足を精算するための、返還金を計上しております。

以上により歳出予算総額は、歳入と同額の26億9,326万6千円となります。

総予算額が前年度と比べて若干減少しておりますが、被保険者数の減少による保険給付の減が主たる要因と捉えています。

最後に周防大島町の保健事業関係の事業概要について説明いたします。次のページをご覧ください。

まず、保健事業費についてご説明いたします。早期介入保健指導事業として30代の国保被保険者について、特定健康診査と同じ内容の健診を実施し、必要に応じて保健指導等を実施する予定としております。若いうちから健診を受診する習慣を身に着けることで、健康意識の向上、生活習慣病予防を図り、また特定健診受診率の向上を図ることとしております。3番目のジェネリック医薬品差額通知の作成・発送ですが、後発医薬品(ジェネリック薬品)の使用を促進することにより、患者負担の軽減や医療保険財政の改善を図ることとしております。4番目の医療費分析ですが、レセプトデータを用いた解析の実施を予定しております。この解析により行う事業の一つに重複・多剤服薬があります。重複・多剤服薬は健康被害を引き起こす危険性も大きくあります。解析により対象者を抽出し、対象者への通知・個別訪問により、

かかりつけ薬剤師の選択を促し、改善を図ることとしています。7番目の糖尿病重症化予防事業では、人工透析導入の防止や遅らせたりすることを目的として、保健師（管理栄養士）等による支援を行う予定としています。

保健事業は医療費の適正化と被保険者の健康保持・増進とが一体となった事業です。全国的にも保健事業の強化が加速されており、事業の多くが補助対象事業となっています。周防大島町としても、現状をしっかりと分析し、より効果的な保健事業の実施を目指しております。

次に、特定健康診査等事業費についてご説明いたします。この事業は、40歳以上の被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診を実施する特定健康診査と、健診結果に基づきその該当者及び予備軍に対して、保健師等が生活改善の支援を行う特定保健指導を実施しています。しかしながら周防大島町は県内でも健診受診率・保健指導受診率が低く、取組状況に応じて交付金が交付される保険者努力支援制度においてもマイナス評点となっています。受診率向上対策として受診勧奨を実施しておりますが、それに加え、若年層の受診促進や申し込みの簡素化のため集団健診のWEB予約を実施しています。なお、この集団健診の予約については、WEB予約のみに限るものではなく、毎年4月に実施している紙ベースでの意向調査も継続して実施いたします。

端折って説明しましたが予算の骨子についての説明を終わらせていただきます。

引き続き税関係の説明に入らせていただきます。

中村課長 税務課長の中村でございます。私の方から資料2の説明をさせていただきます。まず、1ページ目をお開きください。

1ページ目には、国保税の税率表をのせております。

令和5年度国民健康保険税の税率については、令和4年度と変更はございません。

医療分として均等割27,400円、平等割25,800円、所得割8.9%、後期高齢者支援分として均等割8,900円、平等割8,900円、所得割3.1%、介護分として均等割9,300円、平等割7,000円、所得割2.9%となっております。

続きまして、右下の囲みである「令和5年度 改正（案）について」をご覧ください。

これは、地方税法等の法令改正によるものでございます。まず賦課限度額の引き上げについて左の表を見てほしいんですが賦課限度額として後期高齢者支援分が200,000円から220,000円になって全体で1,020,000円から1,040,000円となり2万円の引き上げになります。

また、保険税軽減判定所得の基準の見直しということで、7割軽減については変更ありませんが5割軽減と2割軽減についてそれぞれ引き上げとなっております。内容としては5割軽減は被保険者の数に乗すべき金額を現行の28万5千円から29万円に引き上げ、2割軽減につきましても現行の52万円から53万5千円に引き上げを行い、低所得者層に対する負担の軽減を実施し、より多くの方が軽減を受けれるということとなっております。

続きまして、2ページをお願いします。左上の令和5年度周防大島町国民健康保険税予

算資料等をご覧ください。

令和5年度周防大島町国民健康保険税の当初予算額につきましては、3億7,052万1千円を計上しており、税額は対前年度1,377万8千円の減額で、増減率では3.58%の減となっております。

この度の当初予算額の主な減額要因といたしましては、下の二重丸の表の国保税対象世帯・被保険者数見込みにありますように、世帯数、被保険者数ともに減少しているということが主な要因となっているものでございます。

次に、右の表ですが本町の国保税税率改正の推移をご参考までに載せております。

続きまして、3ページでございます。令和4年度の県内市町国保税率表をご参考までに載せております。カッコ表示につきましては、令和3年度に税率の改正を行いました市町を表示しております。

以上で、税務課からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。このことにつきまして、何か質問がございませんでしょうか。

委員 総務費の職員人件費について500万円くらい増額していますが何人くらいの人件費となっておりますか。

西村班長 総務費に係る職員は6名で内訳は健康増進課が4名、税務課が2名となっております。

委員 昇給分の増額ということでもいいですかね。

西村班長 それもありますが、人事異動に伴う増額もあります。

委員 滞納繰越分は何人いるのか。また、滞納者は払いたくても払えないのか、払いたくないのか、お金がない方に払えと言っても無理だと思いますが。また滞納者については毎年これくらい回収するという計画があるんじゃないかと思いますが。

中村課長 滞納繰越分の人数については、今手元に資料がありませんのでお答えができませんが、滞納については計画的に税務課でいうと徴収対策班が行っているということになります。また、滞納される方で、財力がありながら払わない方もいますし、所得が0円でも国保税がかかる方もいますので、財力がない方はどうしようもないところもありますが、財力のある方について納付されない方については、積極的に差し押さえを実施しているところでございます。

委員 事業納付金の後期高齢者支援金等分が増額しているのに保険税は減額しているのはどういうことですかね。

西村班長 納付金の後期高齢者支援金等分については県が算定していますが、これは後期高齢者医療を支援するためのものになります。後期高齢者の医療費が増加したため納付金も増加したと思います。また、保険税の減額については被保険者の減少により減額したと考えます。

委員 納付金の増額について県等に意見は言えないのですか。保険税は減額しているのに納付金だけが増えることに対して意見は言えないのか。言えない理由があれば教えても

raitai no desu ga.

西村班長 全国的にみると後期高齢者の人数、医療費は増えている状況でありますのでどうしても納付金は増えてしまいます。保険税については先ほども言いましたが被保険者の人数が減少しているため減少しています。

委員 保険給付費なんですけど昨年10月の協議会の時に令和4年度は6%くらい当初予算より増えており被保険者は減少しているけど件数が増えているという説明でしたけど令和5年度の予算については、被保険者は減少しているけど医療費は増えているが全体的では減額しているという考えでよいのですか。

西村班長 はい。

委員 もう一点、出産育児一時金について42万円から50万円上がるよという説明があったと思うんですがこれは何人分の予算なんですか。

大久保課長 9人を見込んでいます。

委員 9人と言われましたのはだいたい年間それぐらいですか。

大久保課長 この9人というのは国民健康保険に加入されている方で社会保険とかは別となっています。周防大島町では令和3年度は年間で37人生まれております。

委員 総務費の中で徴税費というのがかなり減っていると思うんですがこれはなにかあったんですかね。

中村課長 前年度は増えたというご質問があったと思うんですがこれは未就学児の均等割を公費負担により2分の1にするというシステム改修費があったんですが令和5年度はこれがなくなったということです。

委員 失礼いたします。数点お伺いします。まず差替え資料を頂いているんですがどこが差し替わったのかと、同じく資料の1からの質問ですが2ページで特定健康診査の概要説明で今からもどんどんやっていきたいという中でページ戻りまして1ページの予算書を見ると人件費・物件費どちらも減額になっていると思うんですけどこれの減額理由をお聞かせ願いたいのと物件費はどのいうところがあたるのかそのあたりも教えてください。

西村班長 まず訂正があったのが歳出の保険給付費の計の差引額が23,447千円となっているのが23,446千円の誤りで、その上の小計も2,030千円が2,031千円の誤りです。それと、特定健康診査についてですが人件費については人事異動による減額です。それと物件費については、特定健康診査や保健指導などの経費が主なもので減額は特定健康診査の受診人数の減等によるものです。

委員 受診人数の減少は何名くらいなのですか。

河村主事 毎年100名程度減少しています。

委員 周防大島町の税率が医療で8.9%、支援で3.1%、介護で2.9%となっていますが県内や近隣市町で見ても周防大島町が2番目3番目に高いんですがこれは高くしないと国保が成り立たないということでしょうけれども保険税が予算で減額しているのにここまで高いという理由は何か特別なことがあるんでしょうか。

中村課長 税率が高いというご質問によくあるんですが理由としては所得が低いのに医療費が高いということと、被保険者で高齢者の占める割合が多いということです。あと保険税の予算が下がっているという理由につきましては2ページで先ほどお話ししましたが世帯数・被保険者数が減少したということが大きな原因です。

委員 8.9%というのが山口県内で1番、2番目高い税率ですよ。それが周防大島町に当てはめられているという理由がなんですか。

中村課長 先ほど申しましたとおり所得が低いのに医療費が高いということと、被保険者で高齢者の占める割合が多いということでございます。

委員 すみません。周防大島町の所得割が8.9%で同じような少子高齢の田布施とか平生とか阿武とか小さい町が所得割が低いんですがこれはどうしてでしょうか。

中村課長 それぞれの町の考え方だと思います。基金をどれだけ積むか黒字でどれだけやっていくかはその町で考え方が違うと思います。医療費はなかなか予測のつきにくいというのもあるし、例えば今回の新型コロナについてもクラスターなどでかなりの医療費がかかってくるんじゃないかとか。周防大島町としては平成27年度に税率改正したのが最後なんですけどそれより前は一般会計から繰入して足りない部分を補填していましたがそれ以降は繰入をしなくても黒字がでているという状況で今も続いています。またこの市町とは申しませんが基金を使って税率を下げた市町もありました。その基金が3億円くらいあって2～3年でなくなって今度は税率を上げないといけない状況になったというのも聞いております。周防大島町としてはそれではいけないのではないかと、基金を積み過ぎるのもいけないと思いますが何かあったときの基金でするので先ほど言いましたのは極端な例ですが税率を下げた3年で基金がなくなりまた税率を上げると、税率下げることは簡単ですが、基金が無くなりまたいつか上げるときは大変なことだろうと思います。そのため基金を使わず下げていくのかまたは基金を使ってでも下げていくのか長い目をみて考えていかなければいけないと思いますのでいまの状況ではまだ下げるとい状態でない判断しております。また税率を下げるにしても国保の事業にこれだけいるから税はこれだけ徴収しなければいけないと、1・2年ではなく長いスパンで考えて税率を算定するべきだと考えております。

委員 健全財政でいくということですね。

中村課長 はい。

議長 他に質問がないようでしたら、諮問議案の令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算原案については、諮問の通りだとすることでご異議はございませんでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

議長 それでは、諮問のとおり原案とすることを相当と認めます。事務局におきましては、その旨答申書を作成してください。最後にその他の報告事項について事務局の方でないですか。本日は長時間にわたり熱心にご審議賜りまして本当にありがとうございました。皆

さんのご協力をいただきまして、予定された議事等はすべて終わることができました。これにて、令和5年第1回周防大島町国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。